

○薬局等における医薬品の試験検査の実施要領の改定について

(平成九年一〇月二一日)

(医薬企第二三号)

(各都道府県・政令市・特別区衛生主管部(局)長あて厚生省医薬安全局企画課長通知)

薬局等における医薬品の試験検査の実施要領については、昭和六三年五月六日薬企第二一号企画課長通知により周知したところですが、今般、日本薬剤師会会長より同実施要領を改定し、別添のとおり会員に通知したとの報告がありました。については、貴管下関係業者への周知徹底方よろしくお願いします。